

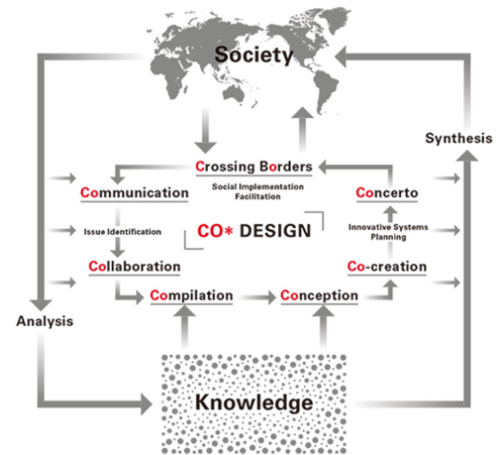
## 9回 環境問題をめぐる権利関係／環境問題の責任論について学ぶ。

### 環境汚染の責任を誰が負うべきか

池田 光穂 大阪大学  
CO デザインセンター教授

このような問いの答えは、めちゃくちゃ単純なように思える。  
汚染をもたらした責任のある人だからだ。  
では誰に責任があるのか？

汚染をおこした人（環境に対する加害者）や法人（企業や政府あるいは自治体）だろう。  
また、法人に対して責任をもって管理監督する人だろう。  
しかし、タバコを吸って受動喫煙をもたらした場合、タバコの消費者は責任が問われるのか？あるいは、自動車を使ったり、たき火をしたりして、酸素を消費し、有害なガスを排出する人にも責任が問われるのか？



責任があるという論理を立てることは簡単だが、誰にどれだけの責任があるのかを明確に言うことは一般的法則としては言えず、個々のケースで合意 にもとづく裁定が下される必要がある。しかし、責任の範囲についての一般的な合意（論理にもとづく価値基準の一致）がなければ、類似の汚染が繰り返すだけである。

公害企業の社会的責任論にしても、いまは当たり前の常識になったが、半世紀前であれば、そういうことも起こり得るとい程度の主張にすぎなかったようだ。さらに水俣病事件のその後の展開を追えば明白なように、環境汚染とそれが社会の人々にもたらすものは、極めて複雑であるし、また汚染のメカニズムもまた明らかになったことにより、その責任の解釈もまた変化してきた。

事後的な環境汚染の除去などの費用負担は、現在では「汚染者負担原則」（Polluter-Pays Principle, PPP）と言われるが、これはOECDが1972年に採択したものに由来する。したがって、公害も同様、受動喫煙の咎は、日本たばこ株式会社（JT）とその大株主の日本政府が負うべきなのである。

### 汚染者負担原則（polluter-pays principle 略称PPP）

本来は、経済協力開発機構（OECD）が1972年5月26日に採択した「環境政策の国際経済的側面に関する指導原則」で勧告された「汚染者支払原則」、すなわち、環境汚染を引き起こす汚染物質の排出源である汚染者に発生した損害の費用をすべて支払わせることを意味していたが、その後、OECD加盟国で採択・実施される過程で変化して、特に日本では公害原因企業の汚染回復責任・被害者救済責任の追及に力点が置かれて、PPPの訳語も「汚染者負担原則」（「汚染原因者負担の原則」「公害発生費用発生者負担の原則」とも言う）として一般に定着している。

アスベストは史上最大の社会的災害

宮本 憲一 立命館大学 客員教授  
(環境経済学)

## 複合型ストック災害

「これまで水俣病や四日市大気汚染公害では、汚染物に曝露して発病する場合、半年から一年で発病し、有害物の生産をやめるか、有害物の排出を少なくすれば被害はおさまりました。これらを**フロー公害**とよびます。フロー公害とは、生産過程から発生した有害物質が環境を汚染・破壊し、人体などに影響をあたえ、有害物質の曝露と被害の発生の期間が比較的短く、有害物質の発生をとめれば被害の増大を止めうるものといえます。

それに対し、アスベスト災害は**複合型ストック（蓄積）災害**といえます。複合型というのは、アスベストの生産・製造・解体・廃棄過程の**職業病・労働災害**があり、さらに**周辺住民あるいは労働者家族の公害**、商品消費（住宅・事業所の使用、自動車・船舶・機関車などの交通機関の利用、その他アスベストを使用した 3000 種の商品の利用）にともなう公害（とくに**建物の解体時の公害**）が複合しているということです。

さらに、**人体や商品に蓄積（ストック）した有害物質によって、長期間（15 年～40 年）を経て被害が発生する災害**です。生産や使用をやめても、ストックがある限り、長期にわたり被害が継続します。

日本でアスベストの生産はもう止まっているのですが、これまで蓄積した 1000 万トンを超えるアスベストが存在する限り、被害が発生すると考えられます。

政府や企業は”公害は終わった”といいますが、それらの多くはフロー公害のことで、**ストック公害はこれから始まる**といえるでしょう。このような複合型社会的災害は、広範な地域の住民の被害が発生します。

**予防原則による行政責任、公害の発生源責任、拡大生産者責任が問われます。**とくに、今後、建築物解体時の労働災害や公害が重大になります。複合型災害では、アメリカ裁判のように責任を問われる企業が多数になるでしょう。

ストック公害は、政府の大量生産、大量消費システムによる**経済成長への偏重的政策が出した「毒」**ではないでしょうか。そして、さらにスクラップ&ビルドをふたたびやろうとして、その「毒」に触れてしまうと自らと周辺に毒が広がる。これは、CO2 も似たようなものですが、毒性はアスベストの方がはるかに上です。

天津北辰事件とは、天津北辰区西堤頭鎮の周辺に存在する 180 社以上の工場（その大半は化学工業の工場）から排出されている汚染物により、大気汚染、水質汚濁が生じており、その結果、農作物の枯死及び住民の健康被害が生じているという公害事件です。

住民の健康被害は、肺がんや喉頭がんなどの呼吸器系のがん、食道がんなどの消化器系のがんに及んでおり、「がんの村」と呼ばれています。排水された川は「紅い川」と呼ばれていたようです。私たちが調査に行ったときには、その川は既に埋められていましたが、一部残っていた水は「真っ赤」でした。

住民から相談を受けた CLAPV（中国政法大学公害被害者法律援助センター）の高尚涛律師は、2006 年 1 月、11 名の住民を原告、7 企業を被告として損害賠償請求訴訟を提訴しましたが、

- ① 原告の健康被害と被告の汚染行為との間の因果関係が証明できていないこと
- ② 環境事件は、まず行政的な処理を経てから民事訴訟を提起すべきであること

を理由に、人民法院は現在も訴状を受理していないとのことでした。

提訴までに、住民の中心人物が逮捕されるなどの妨害もあったそうです。私たち日本の弁護士からすれば、因果関係が認められないから訴状を受理しないというのは理解しかねます。中国の法律でも、訴状受理の要件として因果関係が認められることは規定されていません。逆に、中国の法律では、因果関係のないことを加害者が立証しなければならないと規定されているのです。

中国でも司法試験制度はありますが、司法試験合格者が裁判官になるという制度ではなく、特定政党の地方幹部が裁判官になっているという現実があります。そのため、税金を納めている企業を保護し、貧しい住民を救済しようという発想を持っていないことが如実に示されています。私たちにとっては聞き慣れた「司法権の独立」ということの重要性を痛感しました。

中国に関し環境被害についての報道は頻繁になされていますが、環境被害に立ち向かっている弁護士の存在については全くと言っていいほど報道されていません。今回、中国で出会った弁護士は、日本よりも劣悪な司法制度の下でも懸命に環境被害救済の活動を行っていました。

上述した高律師は、調査の際に身の危険を感じたことがあったそうです。日本では公害裁判で勝訴することの困難さを常に感じながら活動していますが、私たちには心ある医師や、学者などの支援者、協力者がいます。しかし、中国には、そのような支援者、協力者はほとんどいません。

中国の弁護士は孤立無援の状態で闘っていると言っても過言ではないでしょう。私たちの先輩が今まで培ってきた経験を中国に伝えることは、大きな支援になるのではないのでしょうか。

戦後の重化学工業の発展を中心とした日本の高度経済成長は、四大公害訴訟に代表される深刻な被害樹を日本各地にもたらした。社会的責任論の契機となったこの当時の公害は、大規模な生産活動による企業の事業形態が大気汚染や水質汚濁などを発生させるというもので、被害者の中心は企業周辺の地域住民であった。

清水は、公害に関連するわが国の国家立法を三期に分けて考察している。

まず、昭和30年(1955)代以前における立法は、いずれも国民経済の発展・産業の発展保護が基調となっており、これらの法規制が真に住民の立場や環境保全のために運用されていれば効果をあげたかもしれないが、と断りつつも、**公害防止という観点がなかったことを指摘している。**

次に、昭和30年代の公害問題が社会的に注目を集めるようになってからの立法は、「調和」を基調としており、昭和42年(1967)に制定された「公害対策基本法」でも、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図るもの、**健康と生活環境を分離するという背理をしても経済発展はすべきである、という姿勢があったことを指摘している。**

その後も公害の激化と国民の批判の盛り上がりは続き、政府は昭和45年(1970)に、いわゆる「公害国会」と宣伝した臨時国会を開催し、公害に関連する6の新立法と8の改正法を成立させる。そこで初めて**「公害対策」という観点が中心に置かれ、「調和」の考え方は削除されることになるのだが**、清水は「はたしてこれらの公害対策法が公害の絶滅に効果を発揮したかといえば、その後における公害現象の全面的な拡大と激化という事実がこれを否定しているといわざるをえない」と、体裁の域を出ていないことを批判している。

清水は、日本の国家立法が、国民を公害から守り国民の生存権を守るという、その立場に立ちきれないのは、**公害問題が独占資本の利益と国民の生存権との矛盾対立の結節点**となっていることに原因があるとする。**国家立法の立場は、国民の生存権を第一義とする立場に転換すべきであると主張している。**

国民経済の発展・産業の発展保護という呪縛から脱け出しきれない日本の四大公害訴訟の結末は、**国の法的責任には触れないまま決着をつけることとなった。**

1. 水俣病事件は、1959年12月に新日本窒素肥料が患者79名に対して見舞金総額約9200万円を支払うことで一旦決着したが、1968年の公害認定により患者からの補償要求が再燃し、1973年3月に熊本地裁は患者側勝訴の判決を下した。
2. 新潟水俣病では、1967年6月に昭和電工が提訴され、1971年9月に新潟地裁は患者側勝訴の判決を下した。その後の未認定等をめぐる訴訟は、1996年5月に和解した。
3. イタイイタイ病では、1968年3月に三井金属鉱業が提訴され、1971年6月に富山地裁で、72年8月に高裁において患者側が勝訴した。その後財界から原因は特定できないとする反撃が見られたが、結局カドミウム原因説が定着することで決着した。
4. 四日市ぜんそくは、1967年9月に被告6社(昭和四日市石浜三菱油化、三菱化成、三菱モンサント化成、中部電力、石原産業)に対して訴訟が起こされ、1972年7月に津地裁四日市支部は患者側勝訴の判決を下した。

平野は、**企業と公害問題との関係**を次のように把握している。

第一に、資本主義の生産関係に付随して発生する公害現象は、**資本主義企業の生産工程から生ずる人為的かつ社会的災害**である。これら災害の法的主体は企業体であり、加害行為は、企業の営利活動の自由に基づく結果にほかならない。

第二に、**加害者は原因企業**であり、被害者の中心は、企業周辺の農民・漁民および労働者であり、現代では一般の市民にまで拡大されている。

第三に、公害現象は、企業の自由な営利活動に派生して、地域住民の生活基盤に対する直接的な安全性の破壊であり、**人間の生存それ自体の侵害行為**であるから、企業の営利活動の根拠となる権利と国民の生命・健康を維持し、生活を営むという権利との対抗関係に関する法的検討が注目されなければならない。

これらは、企業の経済活動が公害問題を発生させている原因であることを明示する内容である。従来わが国の企業規制は、社会における企業活動の役割を強調し、経済発展に寄与しているとか社会全体の利益に合致しているという側面のみを偏重し、企業の公共的性格を過大に評価してきた。

平野は、「自然系の連環の鎖をたちきるような企業の経済活動によって人間の生存基盤を保障する基本的権利（生命・健康・生活環境）を現実侵害することが明らかな場合には、企業の経済活動を規制することも必要であると述べており、「公害規制が現実的意義をもつのは、事前規制である点に求められる」として、これを公害規制の主要な課題であると主張している。

従来、**企業の公害問題に対する態度は、終始責任回避の論理に立ってきた**。厳格な法的規制が企業に実施されることは、営業活動の自由の侵害であり、無過失責任が課せられるのであれば、企業経営は不可能となるという主張が常に強調されてきた。

加害企業に対する地方公共団体の立入調査すら、「企業の秘密」を理由として、拒否する態度を示してきた。このような責任回避の態度は、第 64 回臨時国会（いわゆる「公害国会」）で公害関係諸立法が審議される過程において、経済団体連合会などによる強力な干渉の姿勢に象徴される。

かの四大公害訴訟の審理過程におけるいずれの被告会社の対応態度においても、明確なかたちで示されていた。**公害防止の過大な費用負担は、国際競争力の強化に障害となる**という回避の主張すら行っている。

かかる姿勢をとるのは、個別企業の見方であるだけでなく、財界の全体意思であり、わが国の総資本の本来的態度であるといつて差支えない。

## 結果責任概念の拡張

企業の社会的責任論の契機となった現実的・切実な問題は、そもそも企業という存在がなければ生じない問題であり、組織体が社会に与える影響、いわば負の随伴的結果と見なすことができる。

しかし、そこには特殊な戦時中の経済や工業化の進行、階級間の社会的対立、軍や政府との関係など、社会自体が抱えている問題や、現代企業の性格に由来する問題が存在しており、一概にこれらの具体的な結果に対してその原因を、組織体が社会に与える影響、または社会自体の問題のどちらかであると断定することができないことは明らかである。

従来、企業は市場内部における経済活動で目的的结果の未達成に対して結果責任を問われてきた。しかし本事例を通じて企業が責めを受けていた結果責任とは、目的的结果の達成・未達成にかかわらず、負の随伴的結果に対するものであった。

過去の行為に関する責任は、自らの行為の帰結や因果性により課されるものである。しかし企業の社会的責任論の契機となった現実的・切実な問題では、その原因が企業だけに起因するものでなく社会自体が抱えている問題に起因するところが大きいものであったとしても、企業活動に伴う負の随伴的結果として、企業に重い結果責任を課するというものであった。

以上のことから、企業の社会的責任論における責任概念とは、企業活動の結果責任の範囲を、目的結果の未達成から負の随伴的結果にまで拡張したものであると解釈することができる。

